

## 久御山町第6次総合計画策定支援業務に係る提案書審査委員会 設置要綱

### (設置目的)

第1条 久御山町第6次総合計画策定支援業務実施事業者を選定するにあたり、事業者からの提案書を審査するため、久御山町第6次総合計画策定支援業務に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織及び運営)

第2条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、久御山町副町長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、応募者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

### (その他)

第5条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。  
2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。